

総 政 企 第 139 号 平成30年5月25日

統計委員会委員長 西村 清 彦 殿

総務大臣 野田 聖



諮問第115号 海面漁業生産統計調査の変更について(諮問)

標記について、平成30年5月17日付け30統計第207号により農林水産大臣から別添「基幹統計調査の変更について(申請)」のとおり申請があったところ、その承認の適否を判断するに当たり、統計法(平成19年法律第53号)第11条第2項において準用する同法第9条第4項の規定に基づき、統計委員会の意見を求める。

30 統計第 207 号 平成30年5月17日

総務大臣殿

農林水産大臣 齋藤



基幹統計調査の変更について (申請)

下記調査の変更について、統計法(平成19年法律第53号)第11条第1項の規定に基づ く承認を受けたいので、別紙申請事項記載書に関係書類を添えて、申請します。

記

海面漁業生産統計調査

主管部課	大臣官房統計部生産流通消	費統計	果
事務担当者	課長補佐	電話	03 (3501) 4502
40	(漁業生産担当)	e-mail	hirohide_nishibe580@maff.g
a	西部 博秀		o. jp
	1		



申請事項記載書(案)

- 1 調査の名称 海面漁業生産統計調査
- 2 変更の内容

変更案	変更前	変更理由
1 (略) 2 調査の目的 本調査は、統計法(平成19年法律第53号。以下「法」という。)に基づき、海面漁業生産統計(法第2条第4項第3号に規定する基幹統計)を作成し、海面漁業(注1)の生産に関する実態を明らかにし、水産行政の基礎資料を整備することを目的とする。 (注1)「海面漁業」とは、海面(サロマ湖、能取湖、風蓮湖、温根沼、厚岸湖、加茂湖、浜名湖及び中海を含む。以下同じ。)における水産動植物の採捕又は養殖の事業をいう。	う。)に基づき、海面漁業生産統計(法第2条第4項第3号に	湖沼の記載順を告示に合わせて変
3 (略) 4 報告を求める者 (1) 数 (注4) (削る。) ア 海面漁業漁獲統計調査:約2,300 客体 イ 海面養殖業収獲統計調査:約1,600 客体 (注4)報告者数は、 <u>平成29年</u> 調査の実績	3 (略) 4 報告を求める者 (1) 数 ^(注4) ア 稼働量調査:約760客体 イ 海面漁業漁獲統計調査:約2,930客体 ウ 海面養殖業収獲統計調査:約1,770客体 (注4)報告者数は、平成22年調査の実績	稼働量調査の廃止、直近の調査の実 績に変更。
(2) 選定の方法(■全数 □無作為抽出 □有意抽出) (削る。) <u>ア</u> 海面漁業漁獲統計調査票 (略) <u>イ</u> 海面養殖業収獲統計調査票	(2) 選定の方法(■全数 □無作為抽出 □有意抽出) <u>ア 稼働量調査票</u> <u>稼働量調査客体名簿(海面漁業経営体のうち、かつお・まぐろ類に係る漁業種類のうち、漁獲成績報告書等 (注5) が活用できない漁業種類について調査実施年の前々年に営み、かつお・まぐろ類の漁獲があったもの)を母集団情報とする。 <u>イ</u> 海面漁業漁獲統計調査票 (略) ウ 海面養殖業収獲統計調査票</u>	
 (略) (削る。)	(略) (注5) 「漁獲成績報告書等」とは、次に掲げる報告であって農林水産大臣が定めるものをいう。 ① 漁業法第52条第1項の規定による農林水産大臣の許可、	

(3) (略)

5 報告を求める事項及びその基準となる期日又は期間

(1) 報告を求める事項 (削る。)

- ア 海面漁業漁獲統計調査票は、海面における水産動植物の 採捕の事業に係る次に掲げる事項について行う。(詳細は、 別記様式第1号及び第2号を参照)
- (7) 水揚機関用・漁業経営体用 水揚機関名・漁業経営体名、法人番号、漁業種類別、 操業水域別、魚種別漁獲量
- (4) 一括調查用

漁業種類・規模別の漁ろう体数、1漁ろう体当たり平 均出漁日数、1漁ろう体当たり平均漁獲量

- イ 海面養殖業収獲統計調査票は、海面における水産動植物 の養殖の事業に係る次に掲げる事項について行う。(詳細 は、別記様式第3号及び第4号を参照)
 - (7) 水揚機関用·漁業経営体用 水揚機関名・漁業経営体名、法人番号、養殖魚種別収 獲量、年間種苗販売量、年間投餌量

(孔) (略)

(2) 基準となる期日又は期間

毎年1月1日から12月31日までの1年間について行

なお、海面養殖業収獲統計調査に係るのり類及びかき類 については、半年毎(1月1日~6月30日、7月1日~12 月31日) に調査を行う。

同法第65条第1項及び水産資源保護法(昭和26年法律第 313号)第4条第1項の規定による農林水産大臣若しくは都 道府県知事の許可又は漁業法第66条第1項の規定による 都道府県知事の許可を受けて漁業を営む者が農林水産大臣 又は都道府県知事に提出する漁獲成績又は事業成績に関す

② 前記①に掲げるもののほか、漁業法第134条第1項の規 定により農林水産大臣又は都道府県知事が徴する漁業に関 する必要な報告

(3)(略)

5 報告を求める事項及びその基準となる期日又は期間

(1) 報告を求める事項

- ア 稼働量調査票は、海面漁業経営体に係る次に掲げる事項 について行う。(詳細は、別記様式第1号を参照)
- (ア) 海面漁業経営体の氏名又は名称、住所並びに使用した 漁船名及びトン数
- (イ) 漁業種類別の出漁日数
- (ウ) その他前(ア)及び(イ)に関する事項
- イ 海面漁業漁獲統計調査票は、海面における水産動植物の 採捕の事業に係る次に掲げる事項について行う。(詳細は、 別記様式第2号及び第3号を参照)
 - (7) 水揚機関用·漁業経営体用 漁業種類別及び生産物種類別の生産量
 - (イ) 一括調査用

漁業種類・規模別の漁労体数、1漁労体当たり平均出 漁日数、1漁労体当たり平均漁獲量

- ウ 海面養殖業収獲統計調査票は、海面における水産動植物 の養殖の事業に係る次に掲げる事項について行う。(詳細 別記様式の番号の変更。 は、別記様式第4号及び第5号を参照)
 - (7) 水揚機関用・漁業経営体用 水揚機関名・漁業経営体名、養殖魚種別収獲量、年 間苗販売量、年間投餌量

(4) (略)

(2) 基準となる期日又は期間

毎年1月1日から12月31日までの1年間について行 稼働量調査を廃止することに伴う

なお、海面漁業漁獲統計調査に係るかつお・まぐろ類及 び海面養殖業収獲統計調査に係るのり類及びかき類につ いては、半年毎(1月1日~6月30日、7月1日~12月

稼働量調査を廃止することに伴う 削除。

稼働量調査を廃止することに伴う 別記様式の番号の変更。

調査計画の修正に併せて調査内容 を明確化。

漁業法等関係法令の呼称に合わせ て変更。

稼働量調査を廃止することに伴う

法人番号の追加

6 報告を求めるために用いる方法

(1) (略)

(2) 調査方法(■調査員調査、■郵送調査、■オンライン調 (2) 調査方法(■調査員調査、■郵送調査、□オンライン調 査、□その他)

(削る。)

(削る。)

ア 水揚機関用

(略)

(ア) 統計調査員が、調査票又は電磁的記録を配布し、取集 する自計報告の方法

なお、報告者の協力が得られる場合は、政府統計共同利 用システムにより、調査票を取集する自計申告の方法に より行う。

(イ) (略)

(ウ) (略)

イ 漁業経営体用

地方農政局等(注5)の長が、調査票を郵送により配布し、 取集する自計調査の方法により行う。

なお、報告者の協力が得られる場合は、政府統計共同利 用システムにより、調査票を取集する自計申告の方法によ り行う。

ウ 一括調査用

(略)

(注5) (略)

- 7 報告を求める期間
- (1) 調査の周期 (削る。)
 - <u>了</u> 海面漁業漁獲統計調査票 1年
 - イ 海面養殖業収獲統計調査票
- (2) 調査の実施期間又は調査票の提出期限 毎年1月~3月 ただし、半年毎に行うものにあっては、毎年1月~3月

31日) に調査を行う。

6 報告を求めるために用いる方法

(1) (略)

査、□その他)

ア稼働量調査票

統計調査員による面接聞き取り(他計報告)の方法によ 除。

イ 海面漁業漁獲統計調査票及び海面養殖業収獲統計調査

(ア) 水揚機関用

(略)

① 統計調査員が、調査票又は電磁的記録を配布し、取 集する自計報告の方法

(略)

③ (略)

(イ) 漁業経営体用

地方農政局等(注6)の長が、調査票を郵送により配布 し、取集する自計調査の方法により行う。

(ウ) 一括調査用 (略)

(注6) (略)

7 報告を求める期間

(1) 調査の周期

ア 稼働量調査票

1年

(略)

イ 海面漁業漁獲統計調査票 1年(ただし、かつお・まぐろ類は半年)

ウ海面養殖業収獲統計調査票

(2) 調査の実施期間又は調査票の提出期限 毎年1月1日~3月31日

ただし、半年毎に行うものにあっては、毎年1月1日~ 現実的な範囲での変更。

稼働量調査を廃止することから、削

調査方法に新たにオンライン調査 を導入することによる追加。

稼働量調査を廃止することに伴う 削除。

稼働量調査を廃止することに伴う 削除。

及び7月~9月

8 集計事項

前記5(1)に掲げる事項について、全国・都道府県・大海 区別 (注6) に集計する。また、漁獲成績報告書等 (注7) が利用で きる漁業種類については、別添1に基づき取りまとめを行う。

詳細については別添2、概要については別添3を参照。

(注6) (略)

(注7) 「漁獲成績報告書等」とは、次に掲げる報告であっ て農林水産大臣が定めるものをいう。

- ① 漁業法第 52 条第1項の規定による農林水産大臣の 許可、同法第65条第1項並びに水産資源保護法(昭和 26 年法律第313号) 第4条第1項の規定による農林水 産大臣若しくは都道府県知事の許可若しくは届出又は 漁業法第66条第1項の規定による都道府県知事の許可 を受けて漁業を営む者が農林水産大臣又は都道府県知 事に提出する漁獲成績又は事業成績に関する報告
- ② 漁業法第 134 条第1項の規定により農林水産大臣又 は都道府県知事が徴する漁業に関する必要な報告
- 9 調査結果の公表の方法及び期日
- (1) 公表の方法

概要及び詳細ともインターネット及び印刷物により公表 する(詳細については、e-Stat に掲載)。

(2) 公表の期日(別添3参照)

概要については、調査実施年の5月31日までに、詳細に ついては調査実施年の翌年2月頃までに逐次公表する。

 $10\sim12$ (略)

3月31日及び7月1日~9月30日

8 集計事項

前記5(1)に掲げる事項について、全国・都道府県・大海 区 (注7) ・ 市町村別に集計する。また、海面漁業漁獲統計調査 更。 及び海面養殖業収獲統計調査において、漁獲成績報告書等が利 用できる漁業種類については、別添1に基づき取りまとめを行しかないことから調査名も削除。 う。

詳細については、別添2を参照。

(注7) (略)

- 9 調査結果の公表の方法及び期日
- (1) 公表の方法

表する。

(2) 公表の期日(別添3参照)

概要については、調査実施年の4月30日までに、詳細に ついては逐次公表する。

 $10\sim12$ (略)

利活用状況を踏まえ、集計地域を変

稼働量調査を廃止するため、2調査

概要における集計事項について明

稼働量調査を廃止することから、定 義の記載場所を変更。

利活用状況及び行政ニーズを踏ま えた公表事項の集計期間を確保する ため、公表時期を変更。

公表期日を明確化。

別添1 漁獲成績報告書等が利用できる漁業種類及び取りまと 別添1 漁獲成績報告書等が利用できる漁業種類及び取りまと める者について

漁業種類名	取りまとめる者
遠洋底びき網漁業 小型捕鯨業 遠洋かつお・まぐろ漁業 近海かつお・まぐろ漁業 中型さけ・ます流し網漁業 小割り式くろまぐろ養殖業	農林水産大臣
沖合底びき網漁業 (太平洋北区)	東北農政局の長
沖合底びき網漁業 (太平洋中・南区)	関東農政局の長
沖合底びき網漁業 (日本海北・西区)	北陸農政局の長
沖合底びき網漁業 (西部海区)	九州農政局の長
沖合底びき網漁業 (北海道区)	北海道農政事務所長
以西底びき網漁業 大中型まき網漁業 北太平洋さんま漁業 いか釣り漁業 ずわいがに漁業 東シナ海等かじき等流し網漁業 東シナ海はえ縄漁業 大西洋等はえ縄等漁業 太平洋底刺し網等漁業 かじき等流し網漁業 沿岸まぐろはえ縄漁業 小型するめいか釣り漁業 暫定措置水域沿岸漁業等	当該地方農政局長、北海道農政事務所長 及び沖縄総合事務局長

[※] 上記に掲げるものの他、統計部長が定めるもの

める者について

漁業種類名	取りまとめる者
小型捕鯨業 中型さけ・ます流し網漁業 遠洋かつお・まぐろ漁業 近海かつお・まぐろ漁業 遠洋底びき網漁業 小割り式くろまぐろ養殖業	農林水産大臣
沖合底びき網漁業 (太平洋北区)	東北農政局の長
沖合底びき網漁業 (太平洋中・南区)	関東農政局の長
沖合底びき網漁業 (日本海北・西区)	北陸農政局の長
沖合底びき網漁業 (西部海区)	九州農政局の長
沖合底びき網漁業 (北海道区)	北海道農政事務所長
大中型まき網漁業 <u>以西底びき網漁業</u> 北太平洋さんま漁業 いか釣り漁業 ずわいがに漁業	当該地方農政局長、北海道農政事務所長 及び沖縄総合事務局長

[※] 上記に掲げるものの他、統計部長が定めるもの

漁獲成績報告書等が利用できる漁 業種類を明確化。

漁業種類の記載順を法令の建制順 に変更。

別添2 海面漁業生産統計調査 集計表表題一覧

番号	表題	種類	集計地域
	(削る)	(削る)	(削る)
	(削る)	(削る)	(削る)
1	海面漁業漁獲統計調查 漁業種類別漁獲量		全国、都道府県、大海区 県別大海区
2	海面漁業漁獲統計調查 魚種別漁獲量		全国、都道府県、大海区 県別大海区
<u>3</u>	海面漁業漁獲統計調査 魚種別漁獲量(さけ・ます細分類)		全国、都道府県、大海区 県別大海区
<u>4</u>	海面漁業漁獲統計調查 漁業種類別魚種別漁獲量		全国、都道府県、大海区県別大海区
	(削る)	(削る)	(削る)
	(削る)	(削る)	(削る)
<u>5</u>	海面養殖業収獲統計調查 養殖魚種別収獲量		全国、都道府県
<u>6</u>	海面養殖業収獲統計調査 養殖魚種別収獲量(かき類・のり 類)	年計・上半期・下 半期	全国、都道府県
7	海面養殖業収獲統計調查 種苗養殖販売量		全国、都道府県
8	海面養殖業収獲統計調查 投餌量		全国、都道府県
9	漁業・養殖業水域別統計 主要漁業種類別生産量		全国
	(削る)	(削る)	(削る)
<u>10</u>	漁業・養殖業水域別統計 主要魚種別生産量		全国

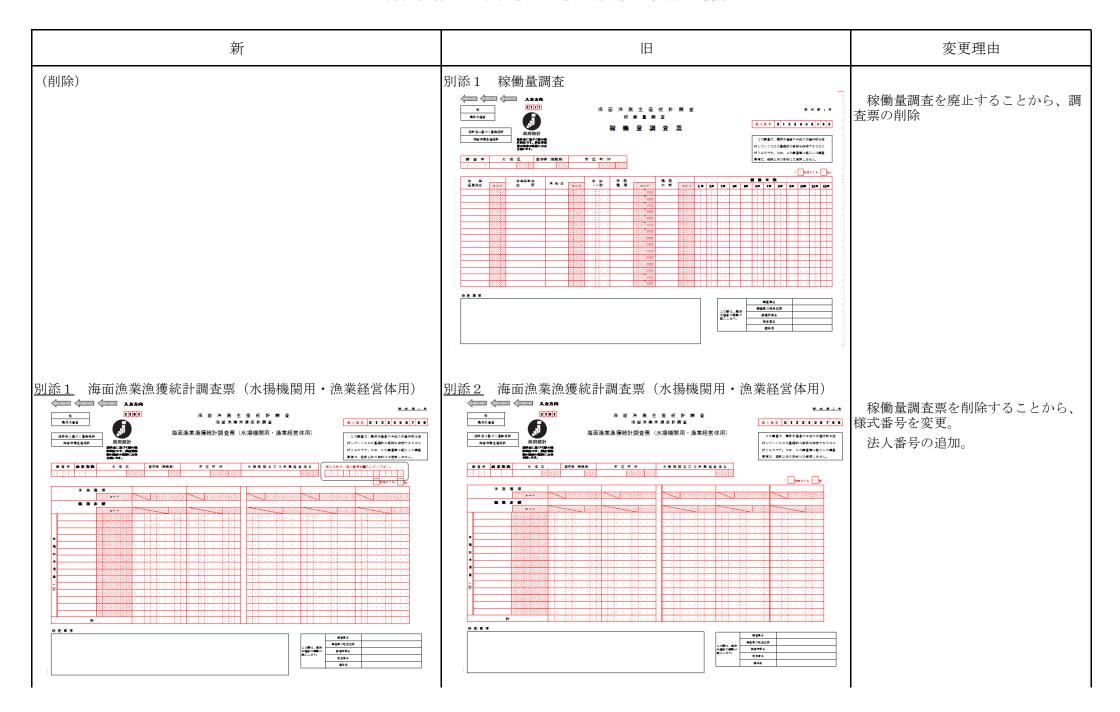
別添2 海面漁業生産統計調査 集計表表題一覧

番号	表題	種類	集計地域
1	稼働量調查 漁業種類別規模別統計	大型定置網、沿岸 まぐろはえ縄、沿 岸かつお一本釣、 ひき縄釣の漁労体 数及び出漁日数	全国、都道府県、大海区、 県別大海区
2	稼働量調查 漁業種類別月別統計	大型定置網、沿岸 まぐろはえ縄、沿 岸かつお一本釣、 ひき縄釣の漁労体 数及び出漁日数	全国、都道府県、大海区、 県別大海区
3	海面漁業漁獲統計調查 漁業種類別漁獲量		全国、都道府県、大海区、 県別大海区、 <u>市町村</u>
4	海面漁業漁獲統計調查 魚種別漁獲量		全国、都道府県、大海区、 県別大海区、 <u>市町村</u>
<u>5</u>	海面漁業漁獲統計調査 魚種別漁獲量(さけ・ます細分類)		全国、都道府県、大海区、 県別大海区
<u>6</u>	海面漁業漁獲統計調查 漁業種類別魚種別漁獲量		全国、都道府県、大海区、 県別大海区
7	海面漁業漁獲統計調查 稼働量対象魚種漁獲量	年計・上半期・下 半期	全国、都道府県、大海区、 県別大海区
8	海面漁業漁獲統計調查 特殊魚種別漁獲量		全国、都道府県、大海区、 県別大海区
9	海面養殖業収獲統計調查 養殖魚種別収獲量		全国、都道府県 <u>、大海区、</u> 県別大海区、市町村
<u>10</u>	海面養殖業収獲統計調査 養殖魚種別収獲量(かき類・のり 類)	年計・上半期・下 半期	全国、都道府県 <u>、</u> 大海区、 県別大海区
11	海面養殖業収獲統計調查 種苗養殖販売量		全国、都道府県 <u>、大海区、</u> 県別大海区
12	海面養殖業収獲統計調查 投餌量		全国、都道府県 <u>、</u> 大海区、 県別大海区
<u>13</u>	漁業・養殖業水域別統計 主要漁業種類別生産量		全国
14	漁業・養殖業水域別統計 操業水域別稼働量		<u>全国</u>
<u>15</u>	漁業・養殖業水域別統計 主要魚種別生産量		全国

稼働量調査の廃止及び調査の効率 化に伴い、また、利活用状況を踏まえ、 集計事項を見直し

別添3 結果の公表に係る集計	事項及び公表予定時期一覧	別添3 結果の公表に係る集計	事項及び公表予定時期一覧	
公表に係る集計事項	公表予定時期	公表に係る集計事項		公表結果の利用時期及び行政部局 の行政ニーズを踏まえ、公表に係る集 計事項を拡充し公表予定時期を変更
(略) (略) (略) 漁業種類別・魚種別漁獲量 養殖魚種別収獲量 都道府県別、大海区別漁獲量 都道府県別収獲量 別添2海面漁業生産統計調査 集計表表題一覧	調査実施年の <u>5月末</u> 調査実施年の翌年2月頃	(略) (略) (略) 養殖魚種別収獲量 <u>都道府県別生産量</u> 別添2海面漁業生産統計調查 集計表表題一覧	調査実施年の <u>4月末</u>	

海面漁業生産統計調查 調查票新旧対照表 (案)





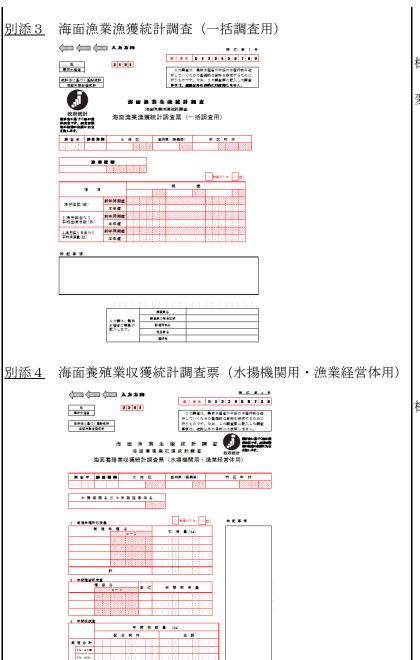
3 年間投資量

美雅会計

16. 25E

配合材料

原産員 6 この領は、商林 水金倉の明見が



お書き の物名の地

部連行外名 担当常名 連行先

との情性、曲株 水空音の発養が 肥入します。

稼働量調査票を削除することから、 様式番号を変更。

漁業法等関係法令の呼称に合わせて 変更。

稼働量調査票を削除することから、 様式番号を変更。

法人番号の追加。

別添4 海面養殖業収獲統計調査票(一括調査用)

別添5 海面養殖業収獲統計調査票(一括調査用)

形 条件が変変 定所体に基づく業務定所	2 2 1 1)		21 19 U	見 本 の調査は ていくた ものです	・農林	水産を	55 全(2資料:	発の力 と作成	するた
A STANSON P					生、被罪					
政府統計		解 雷 激 海咽 殖業収数	使性素 似很	統計詞	奎	_	杏	⊞)		
が研究です。研究機能 他の放在の化説に万全 を知します。	/u4 just jus	/E.A. W.1	R. HYLER I DA	N ALT		11100	ъ.	137		
原宝年 展金元同	大台	K E	都将集	(級異局)			Ē	87	Ħ	
				88						
2 5 2	2		-	氢岁	-					
•	р		前年间	用板				**	•	
模 施設可養 (s			前年间	用板				**	-	: :
	a)		前年同	料值		1 1	1		-	1 1
油匙款回 集(s	a)		前年間	料使		-		1	1	-
施設副模(s 1施設当たり平均圏	2) 88 (m²)		前年頭	期後				1 1	1	1 1
総統政制制 (ま 1施設当たり平均制 1施設当たり平均を開査	2) 88 (m²)		前年 原	類也				1 1	1	1 1
総統政制制 (ま 1施設当たり平均制 1施設当たり平均を開査	記 (株 (㎡) (本化)	LOSK S						1 1	1	1 1

稼働量調査票を削除することから、 様式番号を変更。

調査計画

 調査の名称 海面漁業生産統計調査

2 調査の目的

本調査は、統計法(平成19年法律第53号。以下「法」という。)に基づき、海面漁業生産統計(法第2条第4項第3号に規定する基幹統計)を作成し、海面漁業 (注1)の生産に関する実態を明らかにし、水産行政の基礎資料を整備することを目的とする。

(注1)「海面漁業」とは、海面(サロマ湖、能取湖、風蓮湖、温根沼、厚岸湖、加茂湖、浜 名湖及び中海を含む。以下同じ。)における水産動植物の採捕又は養殖の事業をいう。

3 調査対象の範囲

(1) 地域的範囲

海面に沿う市区町村及び漁業法 (昭和 24 年法律第 267 号) 第 86 条第 1 項の規定により農林水産大臣が指定した市区町村

(2) 属性的範囲

海面漁業経営体 (注2) 及び水揚機関 (注3)

- (注2) 「海面漁業経営体」とは、海面漁業を営む世帯又は事業所をいう。
- (注3)「水揚機関」とは、生産物(海面漁業において採捕又は収獲された水産動植物をいう。)の陸揚地に生産物の売買取引を目的とする市場を開設している者及び生産物の陸揚地に所在する漁業協同組合、会社等の事業所で生産物の陸揚げをした者から生産物を譲り受け、又はその販売の委託を受けるものをいう。

4 報告を求める者

(1) 数 (注4)

ア 海面漁業漁獲統計調査:約2,300 客体 イ 海面養殖業収獲統計調査:約1,600 客体

(注4)報告者数は、平成29年調査の実績

(2) 選定の方法(■全数 □無作為抽出 □有意抽出)

ア 海面漁業漁獲統計調査票

前年の調査結果から作成された海面漁業漁獲統計調査の水揚機関名簿及び水揚機関で把握できない漁業経営体等名簿を母集団情報とする。

イ 海面養殖業収獲統計調査票

前年の調査結果から作成された海面養殖業収獲統計調査の水揚機関名簿及び水 揚機関で把握できない養殖業経営体名簿を母集団情報とする。 (3) 報告義務者

海面漁業経営体又は水揚機関を代表する者

- 5 報告を求める事項及びその基準となる期日又は期間
- (1) 報告を求める事項

ア 海面漁業漁獲統計調査票は、海面における水産動植物の採捕の事業に係る次に掲 げる事項について行う。(詳細は、別記様式第1号及び第2号を参照)

- (ア) 水揚機関用・漁業経営体用 水揚機関名・漁業経営体名、法人番号、漁業種類別、操業水域別、魚種別漁獲 量
- (4) 一括調査用

漁業種類・規模別の漁ろう体数、1漁ろう体当たり平均出漁日数、1漁ろう体 当たり平均漁獲量

- イ 海面養殖業収獲統計調査票は、海面における水産動植物の養殖の事業に係る次に 掲げる事項について行う。 (詳細は、別記様式第3号及び第4号を参照)
 - (ア) 水揚機関用・漁業経営体用 水揚機関名・漁業経営体名、法人番号、養殖魚種別収獲量、年間種苗販売量、 年間投餌量
 - (イ) 一括調査用 養殖魚種名、養殖方法名、総施設面積、1施設当たり平均面積、1施設当たり 平均収獲量
- (2) 基準となる期日又は期間

毎年1月1日から12月31日までの1年間について行う。

なお、海面養殖業収獲統計調査に係るのり類及びかき類については、半年毎(1月1日~6月30日、7月1日~12月31日)に調査を行う。

- 6 報告を求めるために用いる方法
- (1)調査組織
 - ア 地方農政局の管轄区域

農林水産省一地方農政局一(統計調査員)一報告者

イ 北海道

農林水産省-北海道農政事務所-(統計調査員)-報告者

ウ沖縄県

農林水産省-内閣府沖縄総合事務局-農林水産センター-(統計調査員)-報告者

(2) 調査方法 (■調査員調査 ■郵送調査 ■オンライン調査 □その他) ア 水揚機関用

次に掲げるいずれかの方法により行う。

- (ア) 統計調査員が、調査票又は電磁的記録を配布し、取集する自計報告の方法 なお、報告者の協力が得られる場合は、政府統計共同利用システムにより、 調査票を取集する自計申告の方法により行う。
- (4) 統計調査員が水揚機関の事務所に備え付けた電子計算機の映像面若しくは紙面に表示された電磁的記録に記録されている事項を閲覧しその内容を調査票に 転記する方法
- (ウ) 統計調査員による面接聞き取り(他計報告)の方法

イ 漁業経営体用

地方農政局等 (注5) の長が、調査票を郵送により配布し、取集する自計調査の方法により行う。

なお、報告者の協力が得られる場合は、政府統計共同利用システムにより、調査 票を取集する自計申告の方法により行う。

ウー括調査用

統計調査員が、調査票を配布し、取集する自計報告の方法、又は、統計調査員による面接聞き取り(他計報告)の方法により行う。

(注5) 「地方農政局等」とは、地方農政局、北海道農政事務所及び沖縄総合事務局の農林水産 センターをいう。

7 報告を求める期間

- (1) 調査の周期
 - ア海面漁業漁獲統計調査票

1年

イ 海面養殖業収獲統計調査票 1年(ただし、のり類及びかき類は半年)

(2) 調査の実施期間又は調査票の提出期限

毎年1月~3月

ただし、半年毎に行うものにあっては、毎年1月~3月及び7月~9月

8 集計事項

前記 5 (1) に掲げる事項について、全国・都道府県・大海区別 (注6) に集計する。また、漁獲成績報告書等 (注7) が利用できる漁業種類については、別添 1 に基づき取りまとめを行う。

詳細については別添2、概要については別添3を参照。

- (注6) 「大海区」とは、漁業の実態を地域別に明らかにするとともに、地域間の比較を容易にするため、海沢、気象等の自然条件、水産資源の状況等を勘案して定めた区分。
- (注7) 「漁獲成績報告書等」とは、次に掲げる報告であって農林水産大臣が定めるものをいう。
- ① 漁業法第52条第1項の規定による農林水産大臣の許可、同法第65条第1項並びに水産資源保護法(昭和26年法律第313号)第4条第1項の規定による農林水産大臣若しくは都道府県知事の許可若しくは届出又は漁業法第66条第1項の規定による都道府県知事の許可を受けて漁

業を営む者が農林水産大臣又は都道府県知事に提出する漁獲成績又は事業成績に関する報告

② 漁業法第 134 条第 1 項の規定により農林水産大臣又は都道府県知事が徴する漁業に関する必要な報告

9 調査結果の公表の方法及び期日

(1) 公表の方法

概要及び詳細ともインターネット及び印刷物により公表する(詳細については、 e-Stat に掲載)。

(2) 公表の期日 (別添3参照)

概要については、調査実施年の5月31日までに、詳細については調査実施年の翌年2月頃までに逐次公表する。

10 使用する統計基準

漁業経営体及び水揚機関を調査対象としていることから日本標準産業分類等統計基準は使用しない。

11 調査票情報の保存期間及び保存責任者

	保存期間	保存責任者
調査票	3年	地方農政局等の長
調査票の内容を収録した電磁的記録媒体	永年	農林水産省大臣官房統計部長

12 立入検査等の対象とすることができる事項

本調査の事務に従事する職員は、正確な報告を確保する特段の必要があるときは、前記5の(1)に掲げる事項について、資料の提出を求め、又は必要な場所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査し、若しくは関係者に質問することができる。

別添1

漁獲成績報告書等が利用できる漁業種類及び取りまとめる者について

漁業種類名	取りまとめる者
遠洋底びき網漁業	農林水産大臣
小型捕鯨業	
遠洋かつお・まぐろ漁業	
近海かつお・まぐろ漁業	
中型さけ・ます流し網漁業	
小割り式くろまぐろ養殖業	
沖合底びき網漁業	本小曲み日の目
(太平洋北区)	東北農政局の長
沖合底びき網漁業	明古典などの目
(太平洋中・南区)	関東農政局の長
沖合底びき網漁業	北陸典政長の長
(日本海北・西区)	北陸農政局の長
沖合底びき網漁業	九州農政局の長
(西部海区)	が一長政府の交
沖合底びき網漁業	北海道農政事務所長
(北海道区)	北海坦辰以事務別文
以西底びき網漁業	当該地方農政局長、北海道農政事務所長及び
大中型まき網漁業	沖縄総合事務局長
北太平洋さんま漁業	
いか釣り漁業	
ずわいがに漁業	
東シナ海等かじき等流し網漁業	
東シナ海はえ縄漁業	
大西洋等はえ縄等漁業	
太平洋底刺し網等漁業	
かじき等流し網漁業	
沿岸まぐろはえ縄漁業	
小型するめいか釣り漁業	
暫定措置水域沿岸漁業等	

[※] 上記に掲げるものの他、統計部長が定めるもの

海面漁業生産統計調査 集計表表題一覧

番号	表題	種類	集計地域
1	海面漁業漁獲統計調查 漁業種類別漁獲量		全国、都道府県、大海区、県別大海区
2	海面漁業漁獲統計調查		全国、都道府県、大海区、県別大海区
3	海面漁業漁獲統計調査 魚種別漁獲量(さけ・ます細分類)		全国、都道府県、大海区、県別大海区
4	海面漁業漁獲統計調查 漁業種類別魚種別漁獲量		全国、都道府県、大海区、県別大海区
5	海面養殖業収獲統計調査 養殖魚種別収獲量		全国、都道府県
6	海面養殖業収獲統計調査 養殖魚種別収獲量(かき類、のり 類)	年計・上半期・下半期	全国、都道府県
7	海面養殖業収獲統計調査種苗養殖販売量		全国、都道府県
8	海面養殖業収獲統計調査 投餌量		全国、都道府県
9	漁業・養殖業水域別統計 主要漁業種類別生産量		全国
10	漁業·養殖業水域別統計 主要魚種別生産量		全国

結果の公表に係る集計事項及び公表予定時期一覧

公表に係る集計事項	公表予定時期
漁業部門別生産量 漁業種類別漁獲量 魚種別漁獲量 漁業種類別・魚種別漁獲量 養殖魚種別収獲量	調査実施年の5月末
都道府県別、大海区別漁獲量 都道府県別収獲量	
別添2海面漁業生産統計調査集計表表題一覧	調査実施年の翌年の2月頃









農林水産省

統計法に基づく基幹統計

海面漁業生産統計

2 1 8 1 政府統計

統計法に基づく国の

統計調査です。調査 票情報の秘密の保護

に万全を期します。

入力方向

海面漁業生産統計調査 海面漁業漁獲統計調査

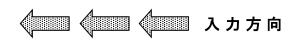
海面漁業漁獲統計調查票 (水揚機関用・漁業経営体用)

記入見本 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9

この調査は、農林水産省が今後の水産行政を遂 行していくための基礎的な資料を作成するために 行うものです。なお、この調査票に記入した調査 事項は、統計以外の目的には使用しません。

調査年 調査期間 大 海 区 都府県 (振興局) 市区町村 水揚機関名又は漁業経営体名 法人の方は、法人番号を記入してください。 (: 枚目のうち 漁業種類 コード 操業水域 コード kg 計 特記事項

	調査員名	
この欄は、農林	調査員の担当区域	
水産省の職員が 記入します。	都道府県名	
記入しまり。	担当者名	
	連絡先	



秘 農林水産省 2 1 9 1

統計法に基づく基幹統計 海面漁業生産統計 記入見本 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9

この調査は、農林水産省が今後の水産行政を遂行していくための基礎的な資料を作成するために行うものです。なお、この調査票に記入した調査 事項は、統計以外の目的には使用しません。



海面漁業生産統計調査

海面漁業漁獲統計調查

海面漁業漁獲統計調査票 (一括調査用)

統計法に基づく国の 統計調査です。調査 票情報の秘密の保護 に万全を期します。

調査年	調査期間	大 海 区	都府県(振興局)	市区町村
: : : :	: :	: : :	: :	

漁	業	種	類	į				
			:	:	gatagaata	:	÷	:

(: 枚目のうち : 枚)

項目		規 模																	
-					:	:					:	:					:	:	
漁ろう体数(統)	前年同期値																		
無つ ソ 中級 (配)	本年値	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:
1漁ろう体当たり	前年同期値																		
平均出漁日数(日)	本年値	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:
1漁ろう体1日当たり	前年同期値																		
平均漁獲量(kg)	本年値	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:

特記事	垻

	調査員名	
 この欄は、農林	調査員の担当区域	
水産省の職員が	都道府県名	
記入します。	担当者名	
	連絡先	

秘

農林水産省

2 2 0 1

統計法に基づく基幹統計 海面漁業生産統計

記入見本 0 1 2 3 4 5 8 9

この調査は、農林水産省が今後の水産行政を遂 行していくための基礎的な資料を作成するために 行うものです。なお、この調査票に記入した調査 事項は、統計以外の目的には使用しません。

査

面漁業生産統 計 海 調 海面養殖業収獲統計調査



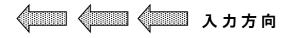
統計法に基づく国の 統計調査です。調査 票情報の秘密の保護 政府統計 に万全を期します。

海面養殖業収獲統計調查票 (水揚機関用・漁業経営体用)

į	調査年	調	査 其	月間			大	海	区			者	邻府.	県(振興	(局)					市	X	町	ſ	村		
:	: : :	:		:					:	:	:					:	÷						:		:	:	: :
L	水揚機	& 関	名	又は	漁	業	経	営	体。	名			法丿	(の)	方は	、注	こ 人 香	番号	を記	入し	して	· < ;	ださ	い。		_	
									:	:	:		:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:		:	:	
1	養殖魚種類	引収夠	蒦量									(:	枚目	のう	ち	:	枚)			特	記	事	項			
	7	養	直角	魚 利	É :	名						収	獲	·	란 (∤	-a)											
_						コー	- ド			_		41	75	. <u> </u>	E. (r	vg)											
L				:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:									
L				:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:									
				:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:									
				:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:									
			ij	计						:	:	:	:	:	:	:	:	:									
2	年間種苗則	販売』	畫																								
		種	苗:	名 コー	Ì۶			単	位		:	年	間	販	売	量	ţ										
┝		:	•				:			-																	
⊢		:	:		:	:	:			÷			:	•	:	•	•	•									
⊢		:	:	:	:	:	:			<u> </u>			•	•	•	•	•	•									
			•	•	•	•	•			·	•	•	٠	٠	٠	٠	٠	٠									
3	年間投餌	量					/ 	BB	±п.	Δπ	. =	3	/1	\													
				71*-7			年	間	投	餌	量	Ē	(kg		. ,	· · ·											
) (i	A			配	合									4		耳											
養	殖合計	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:								
	うち、ぶり類	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:								
	うち、まだい	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:								
															調	查員	名.										
									20	の欄に	よ、農	農林		調			.当区	域									
									水点	産省の	の職員	〕が			都這	直府リ	具名										

記入します。

担当者名 連絡先



秘 農林水産省 2 2 1 1

記入見本 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9

この調査は、農林水産省が今後の水産行政を遂行していくための基礎的な資料を作成するために行うものです。なお、この調査票に記入した調査 事項は、統計以外の目的には使用しません。

統計法に基づく基幹統計 海面漁業生産統計



政府統計

統計法に基づく国の統計調査です。調査票情報の秘密の保護に万全を期します。

海面漁業生産統計調査 海面養殖業収獲統計調査

海面養殖業収獲統計調査票 (一括調査用)

調査年	調査期間	大 海 区	都府県 (振興局)	市区町村
: : : :	: :	: .	: : :	
	養殖魚	種 名	養殖方法	: 名

項目		前年同期値				本年値									
総施設面積(m²)							:	:	:	:	:	:	:	:	:
1 施設当たり平均面積 (㎡)							:	:	:	:	:	:	:	:	:
1 施設当たり平均収獲量	単位						:	:	:	:	:	:	:	:	:

特記事項		

この欄は、農林 水産省の職員が 記入します。	調査員名	
	調査員の担当区域	
	都道府県名	
	担当者名	
	連絡先	

海面漁業生産統計調査の必要性について

1 調査の目的・必要性

海面漁業生産統計調査は、統計法(平成19年法律第53号)第2条第4項に規定された基幹統計を作成するため同条第6項に規定された基幹統計調査であり、海面漁業の生産に関する実態を明らかにし、水産行政の基礎資料を整備することを目的として毎年実施している調査である。

調査結果は、「水産基本法(平成 13 年法律第 89 号)に基づく水産基本計画において自給率目標を定める際等に利用されており、水産物の安定供給の確保、水産業の健全な発展に寄与している。

なお、具体的な利活用は以下のとおり。

- ① 水産基本法(平成13年法律第89号)第11条に基づく「水産基本計画」(平成29年4月28日閣議決定)のうち、水産物の自給率目標を定める際及び第15条に基づく水産資源に関する調査又は研究に資する際の基礎資料
- ② 「海洋生物資源の保存及び管理に関する法律」(平成8年法律第77号)第3条に基づく資源の保存及び管理を行うための特定海洋生物資源ごとの漁獲可能量(TAC)を設定する際の基礎資料
- ③ 沿岸整備漁場開発法(昭和49年法律第49号)第6条に基づく「栽培基本方針」 のうち、栽培漁業対象種の漁獲量動向の見通しを定める際の基礎資料
- ④ 「持続的養殖生産確保法」(平成 11 年法律第 51 号)に基づき、伝染病疾病の発生及びまん延を防止し、養殖漁場の環境改善にかかる措置を的確に講じるための基礎資料
- ⑤ 外国為替及び外国貿易法(昭和 24 年法律第 228 号)に基づく、輸入割当(IQ)制度の輸入割当量を設定する際の基礎資料
- ⑥ 二国間の漁業分野における協力関係を発展させることを目的とする「漁業協定」 において、毎年双方の操業条件を定めるための政府間交渉が行われており、その 際の基礎資料
- ⑦ 国際条約に基づき設置された機関へ資源評価のためのデータの提出が義務づけられており、このデータを算出する際の基礎資料
- ⑧ 「排他的経済水域における漁業等に関する主権的権利の行使等に関する法律」 (平成8年法律第76条)第6条に規定する「排他的水域における科学的根拠を 有する海洋生物資源の動向」を定める際の基礎資料 等

2 他調査との重複

海面漁業の生産量等について漁業種類別、魚種別等詳細に調査を実施している統計 調査は他になく、また、本調査に代替できる行政記録情報も少ないことから、本調査 の実施は必要である。

3 行政記録の利活用

漁業法(昭和24年法律第267号)第52条第1項の規定による農林水産大臣の許可、同法65条第1項及び水産資源保護法(昭和26年法律第313号)第4条第1項の規定による農林水産大臣若しくは都道府県知事の許可若しくは届出又は漁業法第66条第1項の規定による都道府県知事の許可を受けて漁業を営む者が農林水産大臣又は都道府県知事に提出する漁獲成績又は事業報告並びに漁業法134条第1項の規定により農林水産大臣又は都道府県知事が必要とあるときに徴する漁業に関する必要な報告が利用できる漁業種類については、行政記録として漁獲成績に関する報告等を利用している。

4 事業所母集団データベースを利用した重複排除等

本調査において、全数調査のため重複排除は実施していない。また、調査結果名簿 については、6月下旬までに提出することを予定している。